



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ  
http://www.tottori-rouki.or.jp/

鳥取労働局ホームページ  
http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会  
鳥取市若葉台南1-17  
TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311

編集責任者 村澤 幸二

## 令和元年の労働災害発生状況(令和2年1月末現在集計速報値)について

令和2年1月末現在の令和元年1年間の休業4日以上  
の災害は、下記表のとおりで、対前年比3.1%の減少とな  
っており、全国的にも1.3%の減少となっています。

昨年同時期より増加した業種は、その他の建設業(12  
件増加)、木材・木製品・家具装備品製造業(同10件)、  
食料品製造業(同10件)、その他の建築工事業(同7件)、  
清掃業・ビルメンテナンス業(同6件)などとなってい  
り、昨年同時期より減少した業種は、道路貨物運送業(21  
件減少)卸・小売業(同12件)、保健衛生業(同10件)  
などとなっています。

事故の型別で見ると、「転倒」災害が一番多く124件  
(昨年同時期より14件減少；発生の多い業種は、小売業  
30件、社会福祉施設13件、食料品製造業12件、道路貨物

運送業11件)となっており、次いで「墜落・転落」が107  
件(同2件減少；多い業種は、道路貨物運送業19件、そ  
の他の建築工事業14件、土木工事業及びその他の建設業  
が各7件)、「はさまれ・巻き込まれ」が59件(同3件増  
加；多い業種は、食料品製造業18件、土木工事業5件、  
木材・木製品製造業、パルプ等製造業及び一般機械器具  
製造業が各4件)、「動作の反動・無理な動作」が44件(同  
6件増加；多い業種は、社会福祉施設13件、小売業7件、  
その他の建築工事業4件)、「激突され」が40件(同8件  
増加；多い業種は、道路貨物運送業及び林業で各7件、土  
木工事業、その他の建築工事業及び小売業で各3件)と  
なっています。

### 令和元年労働災害発生状況(速報)

令和元年1月～12月発生状況(令和2年1月末現在集計)

鳥取労働局

| 業 種 別           | 合 計          |               |         |            | 鳥 取 署        |               |         |            | 米 子 署        |               |         |            | 倉 吉 署        |               |         |            |
|-----------------|--------------|---------------|---------|------------|--------------|---------------|---------|------------|--------------|---------------|---------|------------|--------------|---------------|---------|------------|
|                 | 令和元年<br>死傷者数 | 平成30年<br>死傷者数 | 増減<br>数 | 増減率<br>(%) | 令和元年<br>死傷者数 | 平成30年<br>死傷者数 | 増減<br>数 | 増減率<br>(%) | 令和元年<br>死傷者数 | 平成30年<br>死傷者数 | 増減<br>数 | 増減率<br>(%) | 令和元年<br>死傷者数 | 平成30年<br>死傷者数 | 増減<br>数 | 増減率<br>(%) |
| 全 産 業           | (4) 496      | (1) 512       | -16     | -3.1       | (1) 172      | 183           | -11     | -6.0       | (2) 227      | 235           | -8      | -3.4       | (1) 97       | (1) 94        | 3       | 3.2        |
| 製 造 業           | 115          | (1) 105       | 10      | 9.5        | 32           | 43            | -11     | -25.6      | 62           | 45            | 17      | 37.8       | 21           | (1) 17        | 4       | 23.5       |
| 木材・木製品・家具装備品製造業 | 15           | 5             | 10      | 200.0      | 7            | 1             | 6       | 600.0      | 8            | 2             | 6       | 300.0      | 0            | 2             | -2      | -100.0     |
| 鉄鋼・金属製品製造業      | 10           | 15            | -5      | -33.3      | 2            | 6             | -4      | -66.7      | 4            | 7             | -3      | -42.9      | 4            | 2             | 2       | 100.0      |
| 機械器具製造業         | 13           | 18            | -5      | -27.8      | 5            | 10            | -5      | -50.0      | 4            | 5             | -1      | -20.0      | 4            | 3             | 1       | 33.3       |
| 食料品製造業          | 47           | (1) 37        | 10      | 27.0       | 7            | 9             | -2      | -22.2      | 33           | 22            | 11      | 50.0       | 7            | (1) 6         | 1       | 16.7       |
| 上記以外の製造業        | 30           | 30            | 0       | 0.0        | 11           | 17            | -6      | -35.3      | 13           | 9             | 4       | 44.4       | 6            | 4             | 2       | 50.0       |
| 建 設 業           | (1) 94       | 80            | 14      | 17.5       | (1) 40       | 28            | 12      | 42.9       | 30           | 31            | -1      | -3.2       | 24           | 21            | 3       | 14.3       |
| 土木工事業           | 24           | 19            | 5       | 26.3       | 8            | 7             | 1       | 14.3       | 10           | 8             | 2       | 25.0       | 6            | 4             | 2       | 50.0       |
| 建築工事業           | (1) 52       | 55            | -3      | -5.5       | (1) 23       | 18            | 5       | 27.8       | 13           | 21            | -8      | -38.1      | 16           | 16            | 0       | 0.0        |
| 木造家屋建築工事業       | 10           | 20            | -10     | -50.0      | 4            | 7             | -3      | -42.9      | 5            | 9             | -4      | -44.4      | 1            | 4             | -3      | -75.0      |
| その他の建築工事業       | (1) 42       | 35            | 7       | 20.0       | (1) 19       | 11            | 8       | 72.7       | 8            | 12            | -4      | -33.3      | 15           | 12            | 3       | 25.0       |
| その他の建設業         | 18           | 6             | 12      | 200.0      | 9            | 3             | 6       | 200.0      | 7            | 2             | 5       | 250.0      | 2            | 1             | 1       | 100.0      |
| 運 輸 交 通 業       | (1) 57       | 77            | -20     | -26.0      | 20           | 33            | -13     | -39.4      | (1) 26       | 37            | -11     | -29.7      | 11           | 7             | 4       | 57.1       |
| 道路貨物運送業         | (1) 47       | 68            | -21     | -30.9      | 16           | 27            | -11     | -40.7      | (1) 21       | 34            | -13     | -38.2      | 10           | 7             | 3       | 42.9       |
| その他の運輸交通業       | 10           | 9             | 1       | 11.1       | 4            | 6             | -2      | -33.3      | 5            | 3             | 2       | 66.7       | 1            | 0             | 1       | *          |
| 林 業             | 13           | 17            | -4      | -23.5      | 9            | 7             | 2       | 28.6       | 2            | 5             | -3      | -60.0      | 2            | 5             | -3      | -60.0      |
| その他の事業          | (2) 217      | 233           | -16     | -6.9       | 71           | 72            | -1      | -1.4       | (1) 107      | 117           | -10     | -8.5       | (1) 39       | 44            | -5      | -11.4      |
| 卸・小売業           | 66           | 78            | -12     | -15.4      | 19           | 26            | -7      | -26.9      | 36           | 40            | -4      | -10.0      | 11           | 12            | -1      | -8.3       |
| 飲食店             | 12           | 10            | 2       | 20.0       | 6            | 6             | 0       | 0.0        | 5            | 3             | 2       | 66.7       | 1            | 1             | 0       | 0.0        |
| 清掃業・ビルメンテナンス業   | 25           | 19            | 6       | 31.6       | 8            | 9             | -1      | -11.1      | 12           | 10            | 2       | 20.0       | 5            | 0             | 5       | *          |
| 旅館・ホテル業         | 9            | 15            | -6      | -40.0      | 2            | 2             | 0       | 0.0        | 5            | 9             | -4      | -44.4      | 2            | 4             | -2      | -50.0      |
| 保健衛生業           | 44           | 54            | -10     | -18.5      | 15           | 17            | -2      | -11.8      | 19           | 21            | -2      | -9.5       | 10           | 16            | -6      | -37.5      |
| 通信業・金融業等        | 17           | 13            | 4       | 30.8       | 9            | 1             | 8       | 800.0      | 7            | 8             | -1      | -12.5      | 1            | 4             | -3      | -75.0      |
| 上記以外のその他の事業     | (2) 44       | 44            | 0       | 0.0        | 12           | 11            | 1       | 9.1        | (1) 23       | 26            | -3      | -11.5      | (1) 9        | 7             | 2       | 28.6       |

(注) ( )内は死亡者数で内数である。労働基準監督署で受理した休業4日以上  
の労働者死傷病報告書を取りまとめたもの。

機械器具製造業は、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送機械等製造業の合計である。

安全衛生のメッセージ

健康安全 意識を高め 目指せゼロ災害メダル (令和2年中央労働災害防止協会年間標語)

# 『安全「見える化」とっとり運動』に取り組もう！

安全の「見える化」とは、視覚的に捉えられない職場に潜む危険などを可視化（見える化）し、それを活用することによって行う効果的な安全活動のことであり、『安全「見える化」とっとり運動』は、労働災害の防止・死亡災害の撲滅に向けて、県内各事業場が「見える化」に取り組むことによって、すべての労働者が安全に安心して働くことができる職場の構築を目指す啓発活動です。

私たちが五感から入手する外部情報の割合は、目（視覚）が83%、耳（聴覚）11%、皮膚（触覚）3%、舌（味覚）2%、鼻（臭覚）1%といわれるように、視覚から最も多くの情報を入手します。

可視化した危険情報等を活用して行う効果的な安全活動を鳥取県内で広く展開することを目的として『安全「見える化」とっとり運動』を呼びかけています。

## 安全衛生情報の見える化

人は、右側通行、作業手順などのルールや、担当者のみ所有する安全衛生に関する情報を目に見える形にすることで、その情報を職場のみんなまで共有して作業を安全かつ合理的に行うことができます。

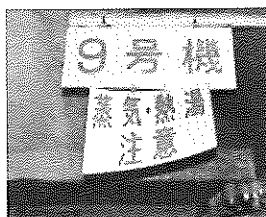
→ 安全通路の明示



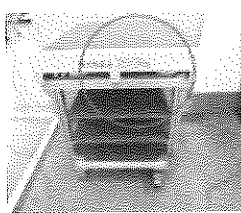
→ 立入禁止の掲示



→ 危険源の明示



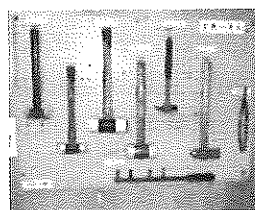
→ 積載荷重の表示



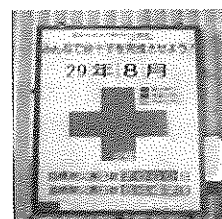
## 安全衛生活動の見える化

職場では見えにくい安全衛生管理活動を目に見える形にすることで、職場における安全活動に対する意識が深まり参加への「意識付け」が発生し、職場全体の安全衛生水準が向上します。

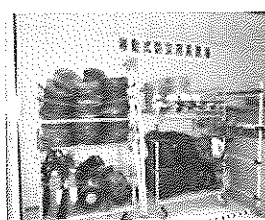
→ 整頓しやすく



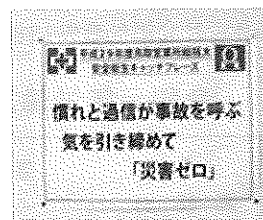
→ 無災害記録の表示



→ 緊急時に使い易く



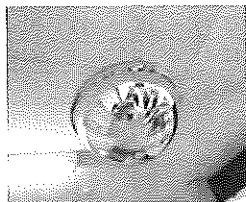
→ 標語の募集と表示



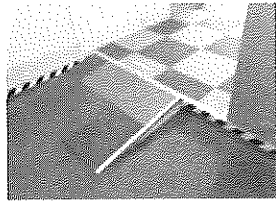
## 危険を防止するための見える化

職場におけるさまざまな危険の芽を絵や文字で視覚的に「見える化」することで、労働者の自らの気付きを促します。

→ 天井の半球球の鏡



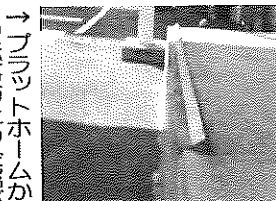
→ 段差を分かりやすく



→ ボール盤の表示

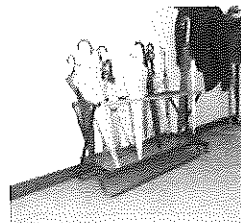


→ プラットホームからの転落防止の金属バー

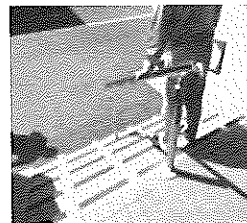


## その他安全衛生対策の工夫

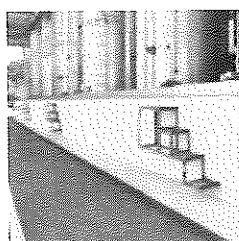
→ 転倒防止のため傘立てに水受けのパレット



→ 階段に手すりを設置



→ 等間隔に階段を設置



→ 腰痛予防体操の実施



事業場内での労働災害を防止、又は未然に防ぐためにも、『安全「見える化」とっとり運動』に取り組んでいただき

ますよう、よろしくお願いいたします。

## 《見える化取組事例(鳥取労働局ホームページ掲載事例より)》



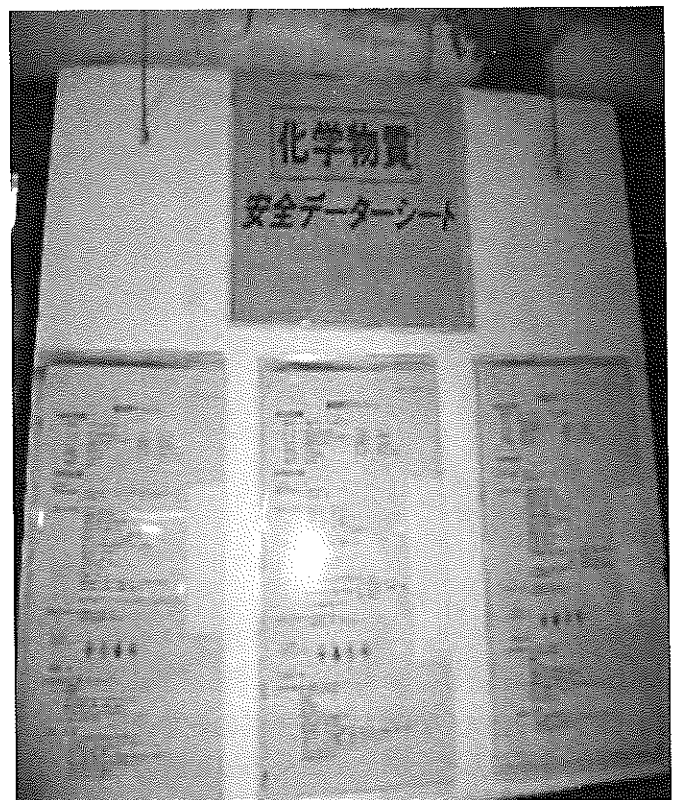
重量オーバー防止のため、エレベーター前に主な運搬用具の重量を表示。



禁止事項を写真で表示し、機械への巻き込まれ事故の防止を図っている。



異常時の処置マニュアルを壁に大きく掲示し、正しい処置ができるようになっている。



化学物質使用場所には「安全データシート」を掲示し、危険性・有害性をいつでも確認できるようにしている。



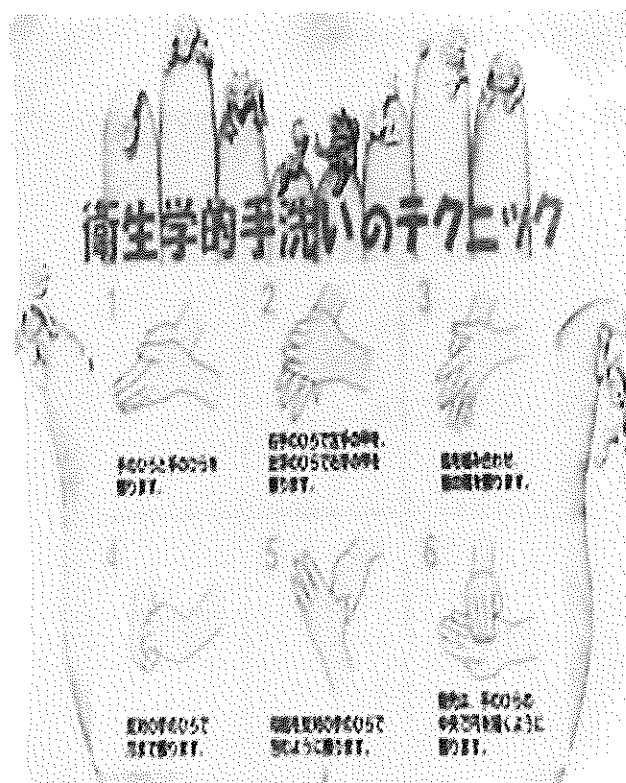
服装等の見える化。事務室への昇降階段の正面に設置し、降りる際に自らの服装等のチェックができるようにしたもの。



安全通路及び段差部の明示。



トラックの出入りが多い事務所前の安全通路に白線だけではなく、ポールとくさを設置して接触防止を図っている。



手洗いのテクニックを図解で解説。

# 令和2年4月1日より中小企業にも 時間外労働の上限規制(原則として、月45時間・年360時間) が適用されます。

## 36協定届が新様式に変わりますのでご注意ください！

中小企業においては、令和2年3月31日まで、法律上は、時間外労働の上限がありませんでした。  
(大臣告示で定められていました。)



中小企業においても法律上で時間外労働の上限を定め、これを超える時間外労働はできなくなります。

※令和2年4月1日以降の期間のみを定める36協定は、新様式【第9号又は第9号の2（特別条項付き）】をお使いください。

※自動車運転の業務、医師、建設業など上限規制の適用を猶予・除外する業務・事業があります。  
詳しくは、各労働基準監督署までお問い合わせください。

### 労働者数50人以上の事業場の皆様へ

#### ストレスチェックは実施されていますか？ 実施後に所轄の労働基準監督署に報告されていますか？

※ストレスチェック制度は、労働者にストレスの気づきを促すとともに、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげることで、労働者のメンタル不調の未然防止を図る取組です。**(毎年実施し、報告する必要があります。)** ストレスチェックの結果を基に集団分析を行い、職場環境の改善を図り、メンタル疾患の発生を未然に防ぎましょう。

※メンタル疾患の症状を重篤化させないためにも、早期に気づき対応を行うことが重要です。そのためにも、労働者が安心してメンタルヘルス等について相談できる、社内もしくは社外の相談窓口を開設しましょう。

### 令和2年4月1日から

#### 米子労働基準監督署の 電話番号が変わります

部署別の電話番号が  
設定されます

米子労働基準監督署

- ・監 督 課 0859 - 34 - 2231
- ・安全衛生課 0859 - 59 - 0022
- ・労 災 課 0859 - 59 - 0023

### 令和元年度

#### 安全優良職長厚生労働大臣顕彰

厚生労働省では、優れた技能と経験を持ち、担当する現場や部署で作業の安全を確保して優良な成績を挙げた職長140名を、令和元年度の「安全優良職長」として顕彰することを決定し、令和2年1月10日(金)に厚生労働省内において「顕彰式典」を開催しました。

式典では、高階恵美子厚生労働副大臣から優良職長に厚生労働大臣顕彰状及び徽章が授与されました。

なお、鳥取県内からは、次の2名が顕彰されました。  
誠にありがとうございます。

○藤山浩治 氏 日圧スーパーテクノロジーズ㈱

西倉吉工場 (倉吉市秋喜243-1)

○田上智昭 氏 ㈱井木組 (東伯郡琴浦町赤碕2000-1)

# 令和2年度各種技能講習等実施計画

技能講習(受講料は消費税、テキスト代を含みます。)

| 区分  | 玉 掛 け<br>(1t以上のクレーン等の玉掛け)<br>(学科2～1.5日・実技1日)<br>受講料23,650～21,450円        | ガ ス 溶 接<br>(金属の溶接・切断・加熱)<br>(学科1日・実技1日)<br>受講料 12,980円 | フォークリフト運転<br>(最大荷重 1t 以上)<br>(学科1日・実技3日)<br>受講料3 2,450円 | 小型移動式クレーン運転<br>(つり上げ荷重 5t 未満)<br>(学科2～1.5日・実技1日)<br>受講料25,905～22,605円 | 床上操作式クレーン運転<br>(つり上げ荷重 5t 以上)<br>(学科2～1.5日・実技1日)<br>受講料25,905～22,605円 |
|-----|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 案内  | 3月上旬(①②③④⑤)<br>6月上旬(⑥⑦⑧⑨)                                                | 3月上旬(①②③)                                              | 3月上旬(①②③④)<br>6月上旬(⑤⑥⑦⑧)                                | 3月上旬(①②③④)                                                            | 3月上旬                                                                  |
| 4月  | ①鳥:学科 6(月)、7(火)<br>実技 8(水)～17(金)<br>②米:学科 23(木)、24(金)<br>実技 25(土)～5/1(金) |                                                        | ①倉:学科 10(金)<br>実技 14(火)～30(木)                           |                                                                       |                                                                       |
| 5月  | ③倉:学科 7(木)、8(金)<br>実技 12(火)～15(金)<br>④米:学科 21(木)、22(金)<br>実技 23(土)～27(水) |                                                        | ②米:学科 11(月)<br>実技 12(火)～28(木)                           | ①鳥:学科 28(木)、29(金)<br>実技 6/1(月)～11(木)                                  |                                                                       |
| 6月  |                                                                          |                                                        | ③鳥:学科 12(金)<br>実技 15(月)～7/1(水)                          | ②米:学科 15(月)、16(火)<br>実技 17(水)～27(土)                                   |                                                                       |
| 7月  | ⑤倉:学科 6(月)、7(火)<br>実技 8(水)～10(金)                                         | ①米:学科 29(水)<br>実技 8/3(月)～8/7(金)<br>[学生含む]              | ④米:学科 1(水)<br>実技 6(月)～22(水)                             |                                                                       | 米:学科 27(月)、28(火)<br>実技 29(水)～8/12(水)                                  |
| 8月  | ⑥鳥:学科 31(月)、9/1(火)<br>実技 9/2(水)～8(火)                                     | ②鳥:学科 17(月)<br>実技 18(火)～22(土)<br>[学生含む]                |                                                         |                                                                       |                                                                       |
| 9月  | ⑦米:学科 28(月)、29(火)<br>実技30(水)～10/10(土)                                    |                                                        | ⑤鳥:学科 9(水)<br>実技 11(金)～10/3(土)                          | ③倉:学科 10(木)、11(金)<br>実技 14(月)～26(土)                                   |                                                                       |
| 10月 | ⑧倉:学科 19(月)、20(火)<br>実技 21(水)～28(水)                                      |                                                        | ⑥倉:学科 29(木)<br>実技 11/5(木)～20(金)                         |                                                                       |                                                                       |
| 11月 |                                                                          |                                                        |                                                         | ④米:学科 16(月)、17(火)<br>実技 19(木)～28(土)                                   |                                                                       |
| 12月 |                                                                          | ③倉:学科 14(月)(学生含む)<br>実技 15(火)～17(木)                    | ⑦米:学科 1(火)<br>実技 3(木)～23(水)                             |                                                                       |                                                                       |
| 1月  | ⑨米:学科 27(水)、28(木)<br>実技 29(金)～2/1(月)                                     |                                                        | ⑧倉:学科 8(金)<br>実技 13(水)～25(月)                            |                                                                       |                                                                       |

作業主任者技能講習(受講料は消費税、テキスト代を含みます。)

| 区分  | 酸素欠乏・<br>硫化水素危険<br>(学科2日・実技1日)<br>受講料17,600円                                          | 有機溶剤<br>(学科2日)<br>受講料 14,080円                    | 特定化学物質<br>・四揮動鉛等<br>(学科2日)<br>受講料14,080円 | 石 綿<br>(学科2日)<br>受講料 12,980円 | 乾 燥 設 備<br>(学科2日)<br>受講料 15,840円 | プレス機械<br>(学科2日)<br>受講料 15,840円 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| 案内  | 3月上旬(①)・7月上旬(②)                                                                       | 3月上旬(①②)                                         | 3月上旬                                     | 9月上旬                         | 9月上旬                             | 3月上旬                           |
| 月 日 | ①倉:学科<br>4/14(火)、15(水)<br>実技 20(月)、21(火)<br>②倉:学科<br>10/12(月)、13(火)<br>実技 14(水)～16(金) | ①倉:学科<br>6/29(月)、30(火)<br>②米:学科<br>11/9(月)、10(火) | ①倉:学科<br>7/13(月)、14(火)                   | 倉:学科<br>12/7(月)、8(火)         | 倉:学科<br>12/21(月)、22(火)           | 倉:学科<br>8/26(水)、27(木)          |

※実施日の鳥、倉、米はそれぞれ鳥取市内、倉吉市内、米子市内で実施することを示します。

※日程、会場等変更する場合がありますので、当協会ホームページ(<http://www.totori-rouki.or.jp/>)等で確認してください。

## 免許試験準備講習・実技教習

## 鳥取地区免許試験

|                                    |
|------------------------------------|
| 第1種・第2種衛生管理者<br>受講料20,900円～15,840円 |
| 案内 6月上旬                            |
| 学科 8/11(火)、12(水)<br>会場 倉吉体育文化会館    |
| クレーン運転実技教習(随時)<br>受講料79,200円       |
| 会場 ポリテクセンター米子                      |

(1) 第1種・第2種衛生管理者、クレーン・デリック運転士(クレーン限定)

(2) 一般ボイラー技士、二級ボイラー技士、ボイラー整備士

日 時: 令和2年10月17日(土)

場 所: 倉吉体育文化会館(倉吉市山根529-2)

受 付: 窓口(当協会、中部支部、西部支部)

8月31日(月)～9月2日(水)

郵送(当協会、中部支部、西部支部)

8月17日(月)～28日(金)

※(2)の免許試験の受付は、当協会(各支部は除く。)のみで行います。

## 子の看護休暇・介護休暇が時間単位で 取得できるようになります！ (施行は令和3年1月1日です)

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、時間単位で取得できるようになります。

### <改正のポイント>

#### 改正前

- ・半日単位での取得が可能
- ・1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



#### 改正後

- ・時間単位での取得が可能
- ・全ての労働者が取得できる

○「時間」とは、1時間の整数倍をいい、労働者からの申出に応じ、労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。

○法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。

・法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。

・既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利な労働条件の変更になります。ご注意ください。

(注) いわゆる「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中で再び戻ることを指します。

育児・介護休業規定の改正等について、不明なことがございましたら、お気軽に相談してください。

#### 【問い合わせ先】

鳥取労働局雇用環境・均等室

鳥取市富安2丁目89-9 (鳥取労働局2階)

電話番号 0857-29-1709



**えるぼし・くるみん  
認定をうけましょう！**

プラチナえるぼし・  
プラチナくるみんもあります



えるぼし認定は、「女性活躍推進が優良な企業」の証、  
くるみん認定は、「子育てサポート企業」の証です。

令和元年度に認定した鳥取県内の企業を紹介します

#### えるぼし認定

リバードプロダクション (株) (鳥取市)

#### くるみん認定

(福) 日南福祉会 (日南町)

ナレッジサポート (株) (鳥取市)

(福) 青谷福祉会 (鳥取市)

認定マークを商品や広告等に付し、厚生労働大臣から認定を受けたことを対外的に明らかにすることで、学生や社会一般へのイメージアップや優秀な従業員の採用・定着などに繋がります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

#### 【鳥取労働局 雇用環境・均等室】

鳥取市富安2丁目89-9

電話番号 0857-29-1709

## 東部支部だより

### 年次有給休暇取得促進に係る 労働基準監督署の対応について

働き方改革関連法が一部施行され、約1年が経過しました。中でも、年に10日以上有給休暇(年休)が付与される労働者に対し、年5日について、使用者が時季を指定して取得させることは、すべての事業者には義務付けられました。このことから、鳥取労働基準監督署においても、連日多数のご相談・ご質問をいただいております。中小事業場の皆様におかれましては、年休をはじめとする改正法の施行に関し、さまざまな困難が想定されますことから、労働基準監督署では、事業場のご希望に応じて会社を訪問し、改正内容や労務管理等に関するご相談に応じる訪問支援を行っています。

当署の訪問支援の際に寄せられた声と、当署からご提案した内容、その後の改善事例を一部ご紹介します。

#### 事例1

(問題点) パート労働者が年休を取得する組織体制ができていない。

(ご提案) 各労働者への制度周知や、計画年休制度の導入についてご案内した。

(改善状況) 計画表で各労働者の希望を確認することにより、年休取得の意識付けが進んだ。

#### 事例2

(問題点) 特定の労働者しかできない業務が多く、年休を取得すると仕事に支障が出る。

(ご提案) 業務内容の見直しによる分担化や、業務改善助成金をご案内した。

(改善状況) 個人ごとの技量や経験に応じた業務分担を行った。また、計画年休や時季指定を導入し、年休の取得促進を図っている。助成金についても利用を検討している。

令和2年度も引き続き、事業場のご希望に応じた訪問支援を行うこととしておりますので、ぜひご利用いただきますようお願い申し上げます。

(鳥取労働基準監督署)

### 令和2年安全祈願祭のご報告

新春1月14日に岡田支部長、馬場副支部長、福田副支部長のご参列をいただき、鳥取市国府町の宇倍神社にて、東部支部管内の産業発展と会員の皆様の安全・無災害のご祈禱を受けてまいりました。

事務局員一同も心新たに会員各位のご発展と良好な職場環境の実現、無事故・無災害に向けて取り組みを行ってまいります。

本年も、東部支部の各種事業にご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 令和2年度「東部支部定期会員会議」 開催のご案内

(一社)鳥取県労働基準協会東部支部の令和2年度定期会員会議(定期総会)を以下のとおり開催します。ご多忙の中ではありますが、会員の皆様には多数のご出席をお願いします。

同封しています開催案内ハガキにより出欠の回答をお願いいたします。

- 日時 令和2年4月22日(水)午後3時から
- 場所 白兔会館(鳥取市末広温泉町556)
- その他 会議終了後、意見交換会(参加無料)を開催いたします。是非ご参加ください。

## ホームページご利用のご案内

東部支部では当協会ホームページの利便性を少しでも改善するため、東部支部関係のお知らせを「協会各支部からのお知らせ」のページからアクセスいただけるようご案内しています。

当支部の「令和2年度特別教育・講習会等実施計画表」、「募集中の特別教育・講習など」、その他のお知らせを行っていますのでご利用ください。また、ご利用に際してのご意見などもお知らせください。



<http://www.totori-rouki.or.jp/newpage12.html>

協会各支部からのお知らせ 検索

## 令和2年度 特別教育等実施計画

東部支部で令和元年度に実施した計画に基づく特別教育、研修等は延べ20回で受講者総数は非会員事業場も含めて787名となりました。各事業場の皆様には、労働災害防止のための法定教育や各種研修等に積極的な受講をいただきありがとうございました。

令和2年度も引き続いて、延べ21回の特別教育・各種講習等を計画しております。法律に定める教育や、厚生労働省の通達に基づく安全衛生関連講習等ですので、計画表をご覧ください、多くの従業員、各種管理者等の皆様に受講頂きますよう、よろしくお願いいたします。

各種講習会の具体的内容のご案内は、開催時期が近づきましたら、皆様へ送付いたします。また、概ね2月前には当協会のホームページでもご案内いたします。

おって、当面の計画を下記のとおりとしていますので、対象者の受講をよろしくお願いいたします。

記

- 安全管理者選任時研修  
(労働安全衛生法第11条第1項)  
と き 5月21(木)・22日(金)  
ところ 鳥取県労働基準協会会館  
対 象 新たに安全管理者に選任される者
- 新入社員安全衛生教育(職場のマナーを含みます)  
(労働安全衛生法第59条第1項)  
と き 5月27日(水)  
ところ 鳥取県労働基準協会会館  
対 象 新たに雇い入れられた労働者

- 熱中症予防労働衛生教育  
(厚生労働省通達 H21.6.19 基発第0619001号)  
と き 6月2日(火)  
ところ 鳥取県労働基準協会会館  
対 象 該当作業の従事労働者・管理者

## 自分は今、安全か？

各事業場の労働災害防止担当者の皆様は、日々、事故の発生を心配し、事故防止にあらゆる気遣いを、絶え間なくなさっていることと思います。

でも、職場のすべての方々に常に目配りすることは不可能です。最終的には各労働者が自ら担当者となって事故防止に取り組む意識を持ってもらわなければならないでしょう。そのためには安全衛生教育が重要です。

教育の一つに、「己を知る」ことを含めましょう。

誰にも心理特性の一つとして「正常性バイアス」と呼ばれるものがあります。

「人は、予期せぬ出来事が発生したとき、それにいちいち敏感に反応していたら心が疲弊してしまい、まいってしまうので、その防御反応として、ある程度の限界までは正常の範囲内のこととして処理するメカニズムが備わっているといわれています。例えば、作業中に危険を感じても、仕事を続けるために、「自分は大丈夫」、「今回は大丈夫」、「まだ大丈夫」、つまり、まだ正常の範囲内だと評価してしまう傾向」のことです。

このことを各自が常に意識して、危険を認識したら、それに対して正しい評価をするために、一度立ち止まることを決断しましょう。「本当に安全か？」と。

## 西部支部だより

### 『安全祈願祭』

西部支部では、令和2年1月24日(金)11時から米子地区建設業労働災害防止協議会(米子地区建災防)と合同で勝田神社において『安全祈願祭』を行いました。

当日は、西部支部から永東支部長、森安副支部長、幹事、産業安全・労働衛生・労務管理部会の各部長並びに部会役員と米子地区建災防から齋木会長をはじめ役員が出席して、今年一年の安全を祈願しました。

西部支部会員事業場並びに米子地区建災防会員事業場の皆様の無事故・無災害・無病息災と事業のご繁栄をお祈り申し上げます。



## 令和2年度(一社)鳥取県労働基準協会西部支部 講習会予定表 (4～6月分)

| 月 日      | 時 間         | 行事名及び講習会名                          | 会 場        |
|----------|-------------|------------------------------------|------------|
| 4月16日(木) | 9:00～17:00  | 雇い入れ時の安全衛生教育(ビジネスマナー教育含む)          | 米子食品会館     |
| 5月14日(木) | 13:00～16:30 | 熱中症予防労働衛生教育                        | 米子食品会館     |
| 5月18日(月) | 8:30～17:00  | アーク溶接等業務特別教育(学科)                   | ポリテクセンター米子 |
| 5月19日(火) | 8:30～12:00  | " (学科)                             |            |
| 5月19日(火) | 13:00～17:00 | " (実技)                             |            |
| 5月20日(水) | 9:00～16:00  | " (実技)                             |            |
| 5月21日(木) | 9:00～17:00  | " (実技)                             |            |
| 5月22日(金) | 9:00～12:00  | " (実技)                             |            |
| 5月28日(木) | 9:00～16:00  | 足場の組立て等業務特別教育                      | 米子食品会館     |
| 6月3日(水)  | 9:00～17:00  | フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育<br>(学科・実技) | 米子食品会館     |
| 6月4日(木)  | 8:30～15:00  | フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育<br>(実技2時間) |            |
| 6月11日(木) | 13:30～17:00 | 安全管理者等安全担当者研修                      | 米子食品会館     |
| 6月17日(水) | 9:00～16:00  | 5t未満クレーン運転業務特別教育(学科)               | 米子食品会館     |
| 6月18日(木) | 9:00～12:00  | " (学科)                             |            |
| 6月21日(日) | 8:30～17:30  | " (実技)                             |            |
|          |             |                                    | JR後藤総合車両所  |

## 令和元年度 労務管理研修会を開催

令和2年2月13日(木)、米子食品会館において「労務管理研修会」を開催しました。研修会は第一部を米子労働基準監督署と鳥取労働局の職員による講演、第二部を深田社会保険労務士による講演の二部構成で行いました。

第一部では、冒頭に米子労働基準監督署の森下署長の挨拶に続き、藤岡監督課長による働き方改革関連法による労働時間制度の見直しについて(年次有給休暇の取得義務化、時間外労働の上限規制等)に関する講演、半田安全衛生課長による労働災害防止対策に関する講演、鳥取労働局雇用環境改善・均等室の金丸均等推進指導官によるハラスメント防止対策についての講演がありました。



森下署長からは

働き方改革の必要性、長時間労働、年次有給休暇、時間外労働の上限規制の施行時期等についての説明に続き、2月に発生した死亡労働災害についての説明と労働災害防止対策への理解と協力の依頼がありました。

藤岡課長からは

働き方改革関連法のあらましの説明と時間外労働の上限規制の導入、年次有給休暇、振替休日と代休について具体例を示して説明がありました。

半田課長からは

労働災害防止について、令和元年度の労働災害発生状況、死亡災害について防止対策も含めてわかりやすく説明され、死亡災害撲滅に向けた要請がありました。

また、「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」及び「産業医・産業保健機能」と「長時間労働者に対する面接指導等」の概要説明がありました。その他、新型コロナウイルス関連肺炎等の配布資料の説明がありました。

金丸指導官からは

職場のハラスメント防止対策の強化について、令和2年6月1日から職場におけるパワーハラスメント対策が大企業の義務となること等の説明がありました。

第二部では、深田社会保険労務士から労働法と判例(採用から解雇まで)と題して、採用、解雇、配転、労働時間等について、判例に基づいた具体例を示して説明がありました。

## 「定期会員会議」開催のお知らせ

当協会西部支部では、令和2年度の定期会員会議を下記のとおり開催しますので、多くの会員の皆様のご出席をお願いします。

- ・日時 4月23日(木) 午後3時から
- ・場所 皆生つるや  
米子市皆生温泉2丁目5番1号

## 中部支部だより

### 「労務管理研修会」を開催

2月15日(金)に、次のとおり研修しました。

#### (1)「同一労働同一賃金」

～雇用形態に関わらない公正な待遇の確保～  
(尾崎社会保険労務士)

- ①「均等待遇」と「均衡待遇」
- ②「ガイドラインの基本的な考え方」
- ③本給、昇給、賞与
- ④各種手当(家族・精皆勤・作業・住宅等)
- ⑤不合理な待遇差の点検・検討手順
- ⑥待遇差に関する説明義務 等

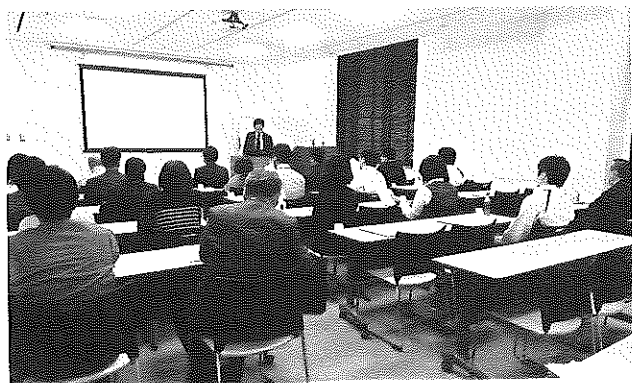
#### (2)「働き方改革関連法」

～労働時間管理に関する法改正等～

(倉吉労働基準監督署 田中監督・安衛課長)

- ①客観的な労働時間の把握方法
- ②時間外労働の上限規制、労働者の面接指導
- ③36条協定の様式変更に伴う記載事項
- ④年次有給休暇の付与義務への対応方法 等

について、具体的な事例を挙げて説明がありました。参加者からは、「いずれも重要な課題であり理解が進み大変有益であった。」との声が多く寄せられました。



### 「定期会員会議」開催のご案内

中部支部では、令和2年度の定期会員会議を次のとおり開催しますので、会員の皆様のご出席をお願いします。

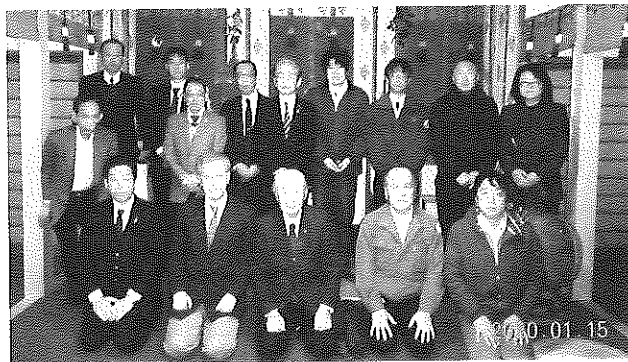
(別途送付します開催案内により、出欠のご回答をお願いします。)

- 日時 4月20日(月) 午後3時30分から
- 場所 倉吉シティホテル(倉吉市山根543-7)

## 『安全祈願祭』を開催

中部支部では、「安全祈願祭」を令和2年1月15日(水)に、賀茂神社において開催しました。

宮司から「子年は、十二支の始まりであり又繁栄の年であると古くから言われている。」とのお話があり、井木支部長をはじめ参加者全員、心新たに会員事業場の無災害と事業の繁栄を祈願しました。



## 令和2年度 特別教育・講習等のご案内

中部支部では、令和2年度の各種の特別教育や講習等を次のとおり計画しておりますので、多数の方の受講をお待ちしております。(なお、都合により期日を変更する場合があります。)

- ①「安全衛生推進者養成講習」(2日間)  
5月20日(水)・5月21日(木)
- ②「フルハーネス型墜落制止用器具作業特別教育」  
●第1回 5月29日(金)  
●第2回 7月29日(水)  
●第3回 10月9日(金)
- ③「巻上げ機運転業務特別教育」(2日間)  
学科 6月4日(木)、実技 6月5日(金)
- ④「安全管理者等安全担当者研修」 6月22日(月)
- ⑤「組織(安全衛生責任者)教育」(2日間)  
7月9日(木)・7月10日(金)
- ⑥「リスクアセスメント担当者研修」 7月17日(金)
- ⑦「アーク溶接等業務特別教育」(3日間)  
学科 8月19日(水)・8月20日(木)  
実技 8月20日(木)・8月21日(金)
- ⑧「5トン未満クレーン運転業務特別教育」(2日間)  
学科 9月3日(木)、実技 9月4日(金)
- ⑨「衛生管理者等衛生担当者研修」 9月17日(木)
- ⑩「自由研削と石取替え等業務特別教育」  
9月25日(金)
- ⑪「安全管理者選任時研修」(2日間)  
10月22日(木)・10月23日(金)
- ⑫「KYT(危険予知訓練)研修」 11月6日(金)
- ⑬「特定粉じん作業特別教育」 11月18日(水)
- ⑭「足場の組立て等業務特別教育」 12月4日(金)
- ⑮「電気(低電圧)取扱い業務特別教育」  
12月16日(水)
- ⑯「労務管理担当者研修」 令和3年2月18日(木)  
[申込み・問合せ先]

倉吉市上灘町115-1(有)河崎組3F

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部

(Tel・Fax 兼用 0858-22-9054)